# 道路工事保安施設設置基準

平成31年4月

埼玉県

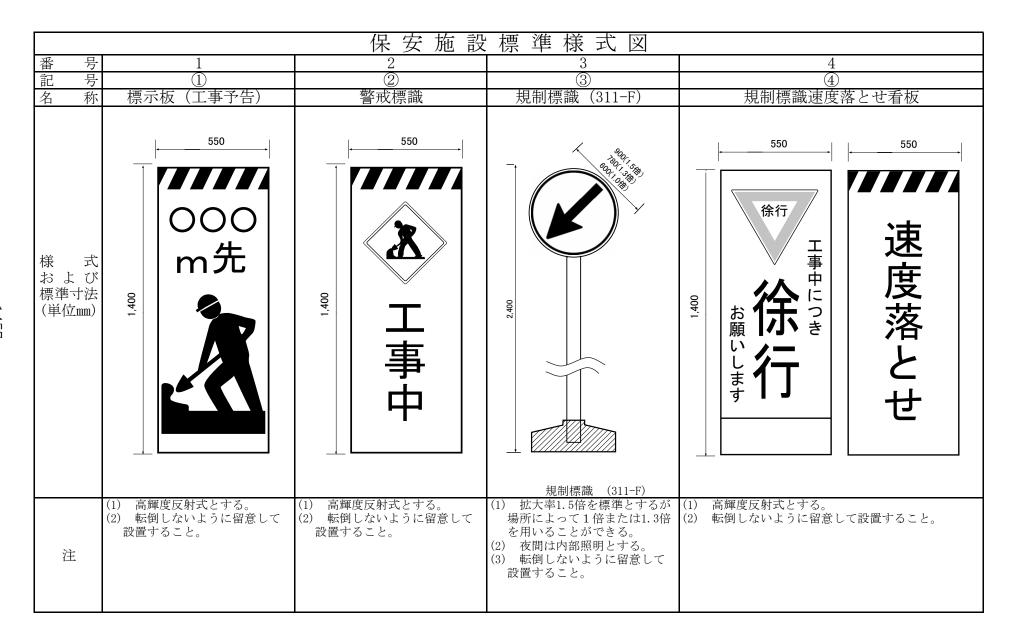
# 保安施設設置標準図一覧表

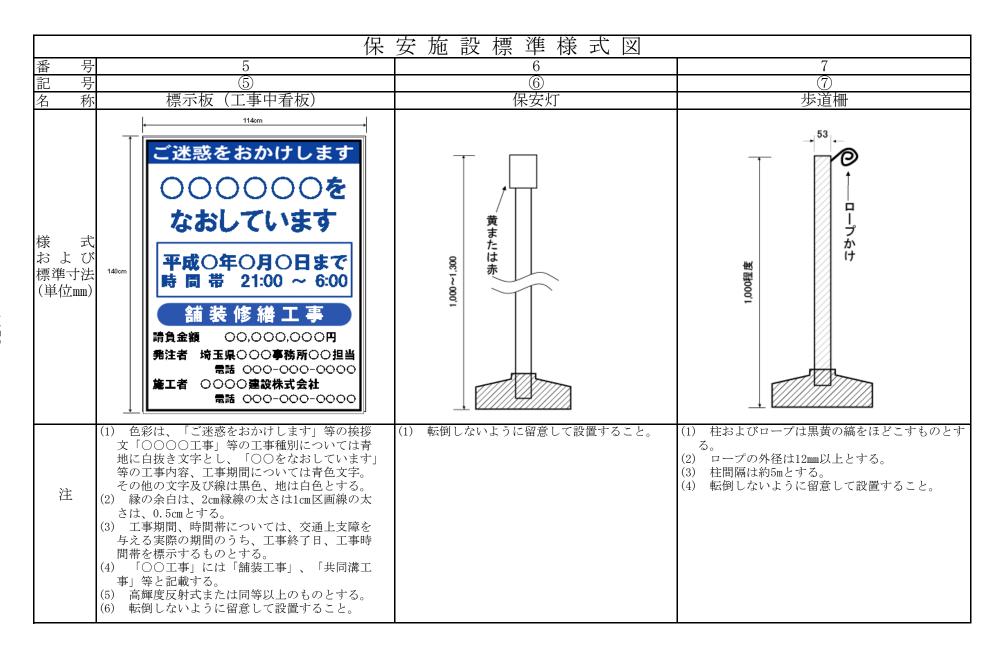
呼称	適 用 条 件 (例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。)							
	工    種	車道幅員	昼夜別	摘    要				
A 型	車道打換え・オーバーレイ・AS 注入	4 車線以上	夜間(昼間)作業	局部打換も含む				
B 型	<i>11</i> • <i>11</i> • <i>11</i>	4 車線未満	同 上	"				
C 型	<i>11</i> • <i>11</i>	4 車線以上	同 上	"				
D 型	中央分離帯修理、設置	-	同 上					
E 型	歩道工事	_	同 上					
F 型	ガードレール、標識、街渠等の設置修繕	_	同 上					
G 型	除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正	-	昼間作業					
H 型	路面および側溝の人力清掃	-	同 上					
I 型	目地シール作業等(短時間作業)	-	同上					
J 型	レーンマーク作業	-	同 上					
迂回路標示	迂回路標示	-	-					

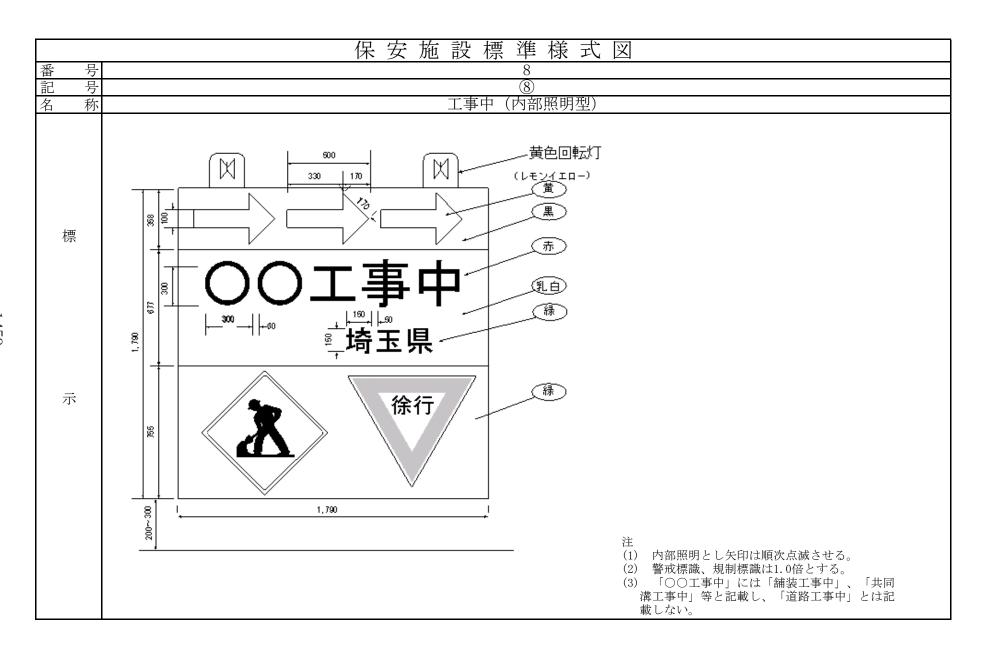
		保安	施設等の	) 設 置 目	的		
施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交 通 指 導	その他	備  考
工事用照明灯	Ö			0			
保 安 灯	<b>(</b> 6)	0		0			
歩 道 柵	<b>——</b> —(⑦)		0	0			
バリケード	<b>&gt;</b>		0	0			
矢 印 板	$\Rightarrow$	0					
保 安 員	犬					0	
交 通 整 理 員	<u>}</u> ♦	0					
クッションドラム	&					0	必要に応じて設置
体 感 マット						0	必要に応じて設置
交通誘導ロボット	Å	0					必要に応じて設置
カラーコーン	0	0	0	0			
標示板(工事予告)	1			0			
警 戒 標 識	2			0			
規 制 標 識 (311-F)	3	0			0		
規制標識速度落とせ看板	4				0		
標示板(工事中看板)	5					0	

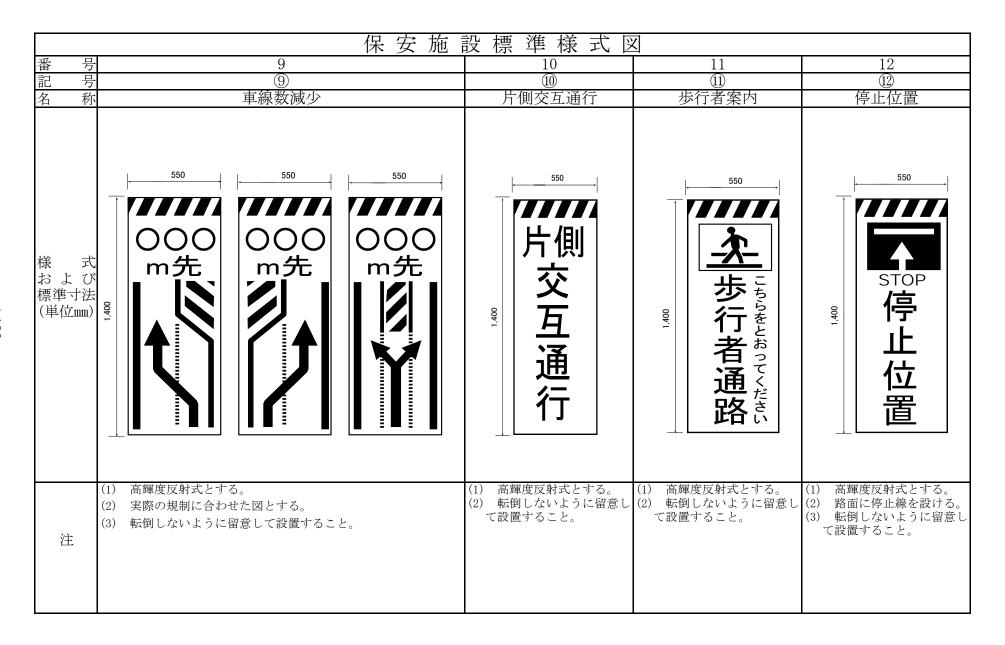
I
<u> </u>
45
9
1

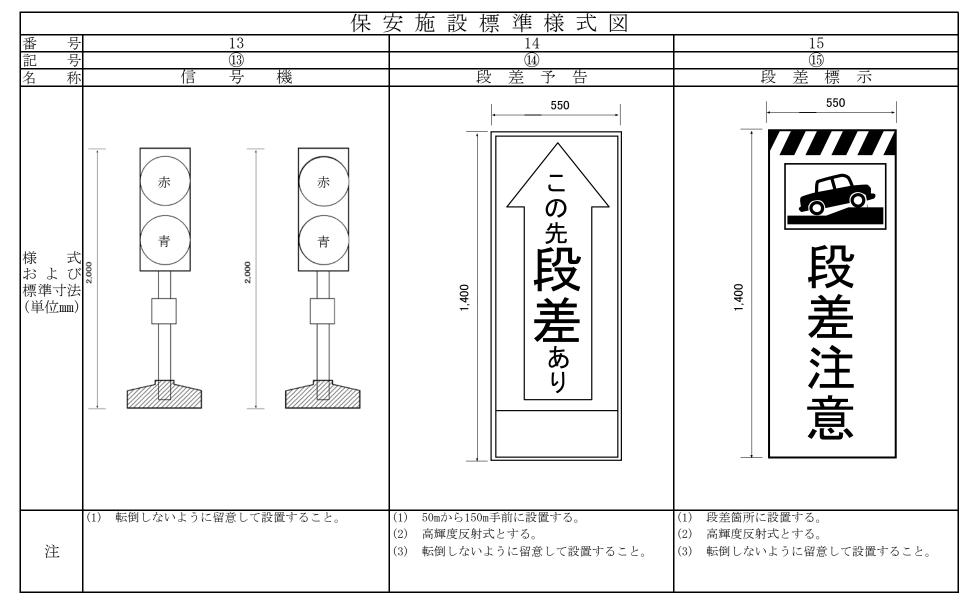
保安施設等の設置目的							
施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交 通 指 導	その他	備考
工事中(内部照明型)	8	0					
警 戒 標 識	9	0			0		
警 戒 " 識	10	0			0		
歩 行 者 案 内 板	(1)		0				
停 止 線 標 識	12				0		
信 号 機	(13)				0		
段差予告板	14)			0			
段 差 標 示 板	15			0			
工 事 情 報 看 板	16					0	
工 事 説 明 看 板	(17)					0	
工事予告看板	18			0			
迂 回 路 標 示 板	_	0					





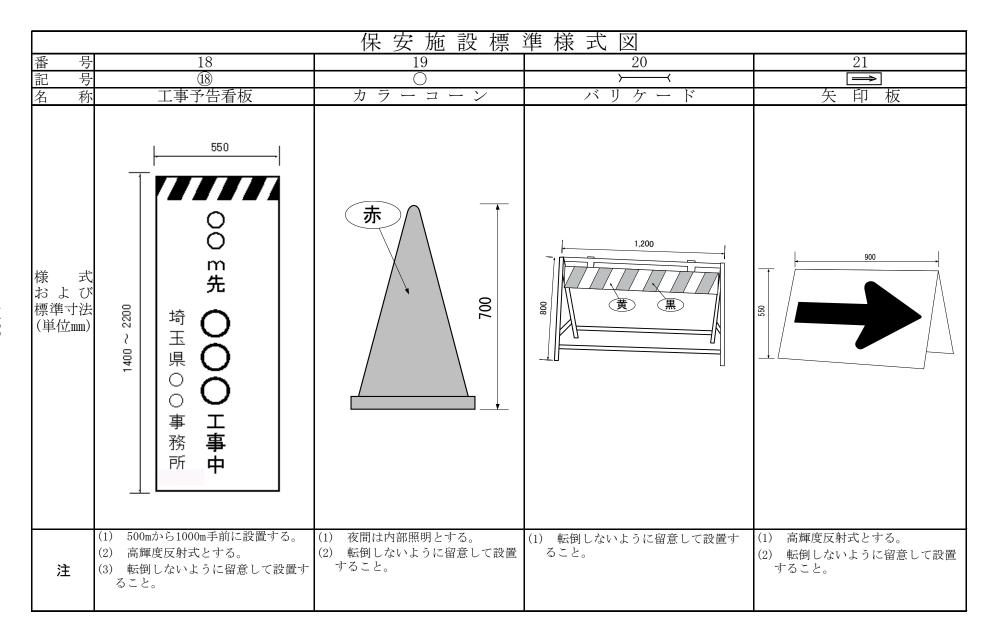






# 保安施設標準様式図

77 H							
番号	16	17					
記 号							
名 称	工事情報看板	工 事 説 明 看 板					
様 よ オ 標 単位	で の の の の の の の の の の の の の	びます					
注	<ul> <li>(1) 色彩は、「○○○○をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</li> <li>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。</li> <li>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</li> <li>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</li> <li>(5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</li> <li>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>	<ul> <li>(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「○○○○をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</li> <li>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</li> <li>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</li> <li>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</li> <li>(5) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</li> <li>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>					

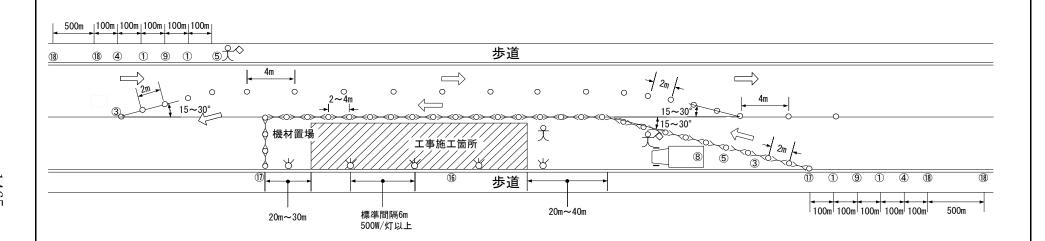


	保	安施設標準様式図	
番号	22	S M I M C C C	
番 号 記 号			
名 称	迂回路標示板		
様は標準は一貫では、ままでは、ままでは、単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>エ事中通行止 現在地</b> 埼玉県×××××事務所 ××××担当 (電話) ×××・××××		
注	<ul> <li>(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。</li> <li>(2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。</li> <li>(3) 高輝度反射式とする。</li> <li>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</li> </ul>		

A 型標準図

車道打換(局部打換も含む) オーバーレイ As注入

:4車線以上:夜間(昼間)

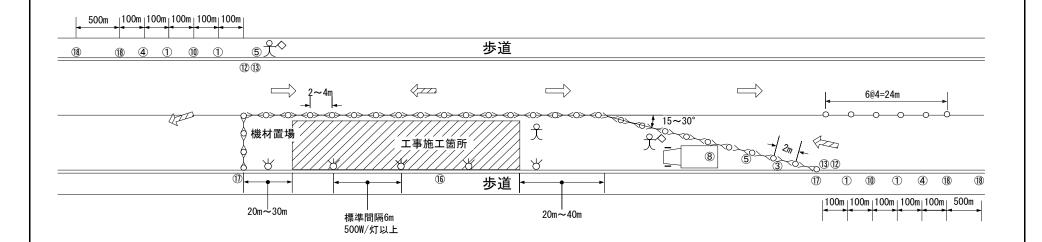


- 注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。
  - 2. 歩車道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
  - 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
  - 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
  - 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
  - 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑱は各工事間で調整を行い設置すること。
  - 7. ⑯は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
  - 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

B 型標準図

車道打換(局部打換も含む) オーバーレイ As注入

: 4車線未満: 夜間(昼間)



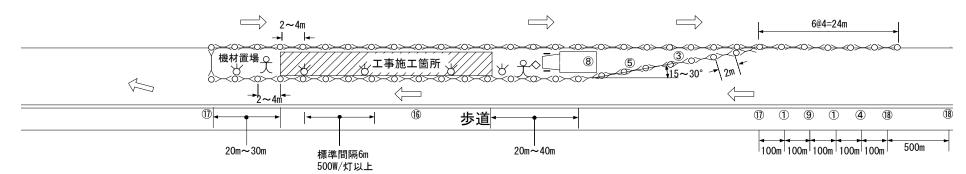
- 注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。
  - 2. 歩車道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
  - 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
  - 4. 現地の状況により信号機を使用することが出来る。
  - 5. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
  - 6. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
  - 7. 近接して工事が行われる場合、①及び⑱は各工事間で調整を行い設置すること。
  - 8. ⑯は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
  - 9. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

C 型標準図

車道打換(局部打換も含む) オーバーレイ As注入

: 4車線以上:夜間(昼間)

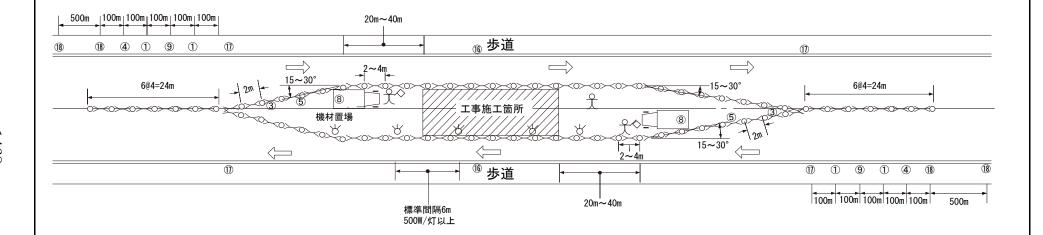




- 注) 1. 保安要員及び交通整理員をそれぞれ1名以上おくこと。
  - 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
  - 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
  - 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
  - 5. 近接して工事が行われる場合、①及び⑱は各工事間で調整を行い設置すること。
  - 6. ⑯は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
  - 7. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

# D 型標準図

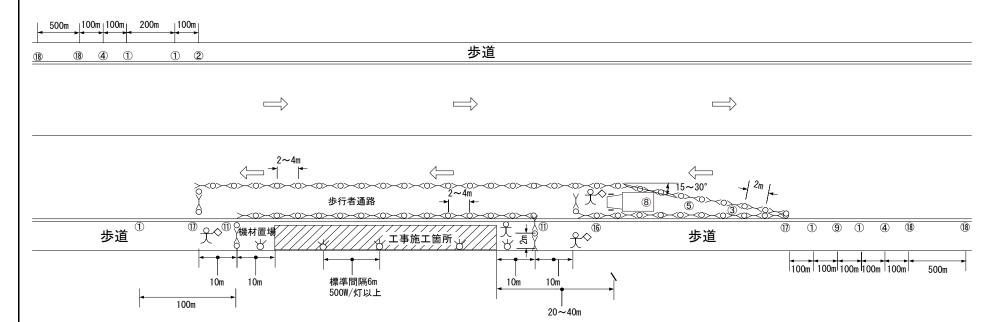
中央分離帯修理、設置:夜間(昼間)



- 注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。
  - 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
  - 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
  - 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
  - 5. 近接して工事が行われる場合、①及び⑱は各工事間で調整を行い設置すること。
  - 6. ⑯は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
  - 7. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

## E 型標準図

歩道工事:夜間(昼間)

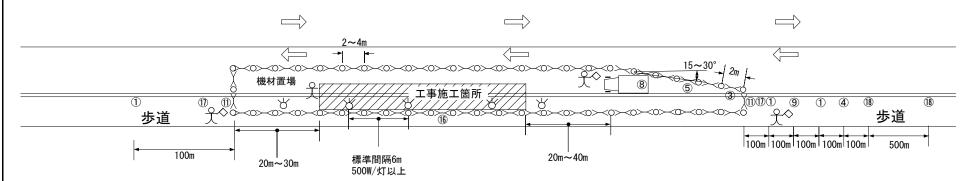


- 注)1. 歩行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。
  - 2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。
  - 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
  - 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
  - 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
  - 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑱は各工事間で調整を行い設置すること。
  - 7. ⑯は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
  - 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。
  - 9. 視覚障害者誘導用ブロックを一時的に撤去する工事では、必要に応じて仮設点字ブロックを設置する。仮設点字ブロックを設置しない場合は、交通整理員を必ず配置する。

## F 型標準図

ガードレール、標識、街渠等の設置修繕:夜間(昼間)





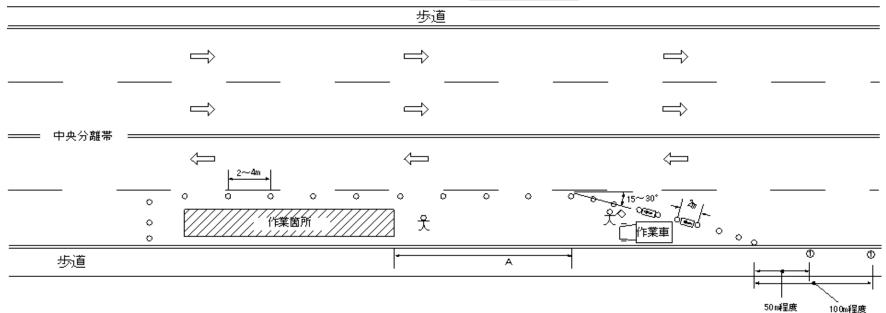
- 注)1. 歩行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。
  - 2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。
  - 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
  - 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
  - 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
  - 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑱は各工事間で調整を行い設置すること。
  - 7. 16は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
  - 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。
  - 9. 視覚障害者誘導用ブロックを一時的に撤去する工事では、必要に応じて仮設点字ブロックを設置する。仮設点字ブロックを設置しない場合は、交通整理員を必ず配置する。

## G 型標準図

除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正:昼間作業

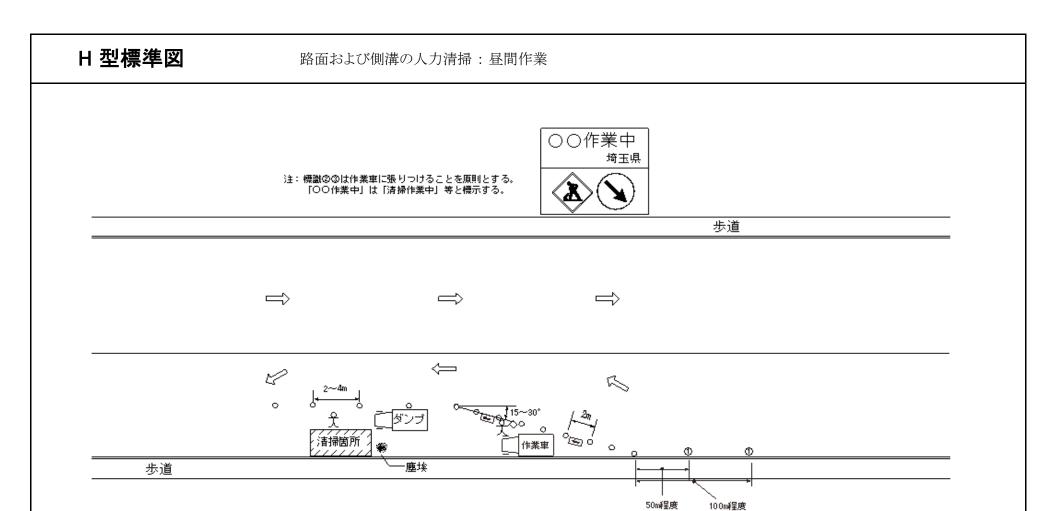
注:標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。 「○○作業中」は「除草作業中」等と標示する。





#### 注) 1.移動用

- 2.Aの距離については通行車両の走行速度及び沿道状況を勘案して確保する。 (Aについては30m程度を標準とする。この範囲に作業員は立ち入らないこと)
- 3. 保安要員1名以上、交通整理員1名以上おくこと。
- 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
- 5. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

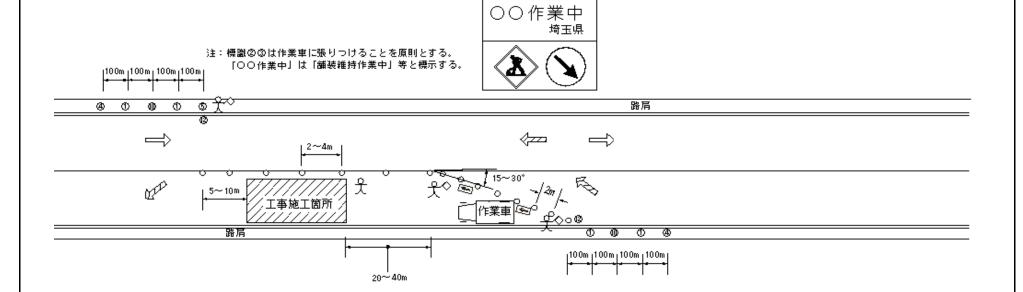


#### 注) 1. 移動用

- 2. 保安要員1名以上、交通整理員1名以上おくこと。 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。 4. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

# I 型標準図

目地シール作業等(短時間作業): 昼間作業



#### 注) 1.移動用

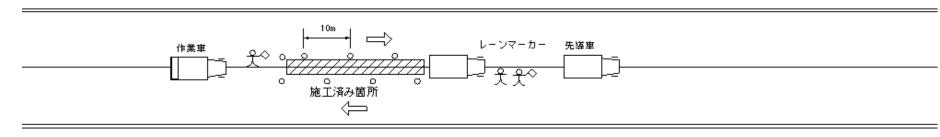
- 2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。

# J 型標準図

レーンマーク作業:昼間作業

注:標識②②は作業車に張りつけることを原則とする。 「○○作業中」は「区画線作業中」等と標示する。



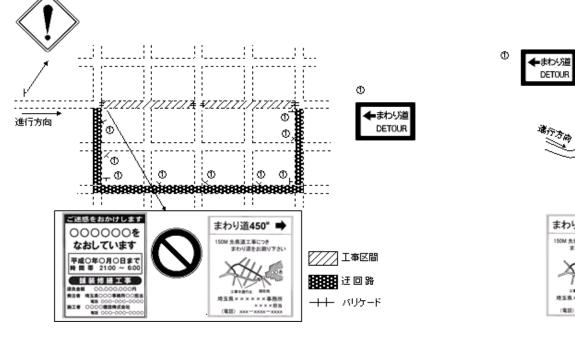


#### 注) 1. 移動用

- 2.作業実施には原則として警察官立会いの上施工し、広幅員の場合には防護用作業車を使用のこと。
- 3. 先導車を使用すること。
- 4. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。
- 5. カラーコーンの設置間隔は当該警察署と協議すること。

# 迂回路標示標準図

迂回路標示





地方部の場合

注) 1.迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。

市街地の場合